名古屋市情報公開審査会 会長 村瀬尚男 様

> 名古屋市民オンブズマン 担当 弁護士 新海聡

反論意見書

名古屋市長の平成19年10月15日付弁明意見書に対する反論は以下の通りである。

記

- 1,常時監視各局提供データ (月初) (文書①) について
- (1) 名古屋市は名古屋市における工事入札3000件について、業種別、契約方式別に落札率、入札参加者数をとりまとめ、さらに一定の条件で絞り込んだことに関する項目が非公開部分である、という。

しかし、「絞り込み」などという法律用語はないから、弁明意見書において「一定の条件で絞り込んだ」と説明されても、「絞り込み」の意味は依然として漠然とした状態のままである。したがって、「絞り込み」とは、対象とした工事を一定の基準で抽出すること、と弁明書で説明されていると仮定し、その仮定に立って以下の反論をする。

(2) 入札の抽出のための視点ということになると、一般的に考えられるのは契約金額、入札参加者、落札率、指名競争入札か一般競争入札か、JVによる工事か単独による工事か、といった程度の観点からの分析を意味する。しかし、これらの観点から対象とする工事を抽出することはなんら珍しいことではないばかりか、入札業者も当然にこれらを予想して対応をしているとみられることから、これらを公開しても談合を助長することにはならない。

また、弁明書の「この絞り込みの観点については、今後様々な観点により試行を重ねる予定である」との記載から、抽出のためのメルクマールも固定的でないことが、うかがわれる。そうであれば、文書①の内容が明らかになったからといって、以後の談合が特に行われやすくなる、ということはあり得ない。

(3) さらに、本件各文書は談合を指摘しなかった事例に関するものである。 論理的には談合がなかったか、談合が疑われるものの、発見できなかった 場合の結果を示したもののどちらかであろう。しかし、いずれにしても、 今後談合をしようとする企業にとってみれば、今回の入札と同様の方法に よって談合をすれば、談合と指摘されないという期待が生じたことには変 わりはない。すなわち、談合が今後行われる危険があるとしても、それは 今回の事例に関する抽出の基準の公開の有無とは関係せず、今回、談合と 指摘されなかったこと自体が談合の資料とされるに過ぎないのである。

そうである以上、談合との指摘ができなかった今回の抽出基準を公開することによってこそ、市民の意見によって常時監視委員会が気づかない点が明らかになることすら期待できると言える。

- 文書②について 前項と同様である。
- 3, 詳細分析(文書③) について
- (1) 弁明書では、詳細分析することとした業種についての絞り込みの情報と説明する。
- (2) これについても、第1項で述べたことがそのまま当てはまる。
- (3) また名古屋市は、公開によって特定の業者名が明らかになり、当該業者が談合の疑いをかけられる、とするが、見当違いも甚だしい。何度も主張するように、本件は談合と指摘しなかった(できなかった)事例についてのものであり、これが公開されたからといって市民から疑惑の目を向けられることはない。また、仮に疑惑の眼を向けられることがあったとしても、それは常時監視委員会が談合と指摘できなかったことに対する批判と表裏をなす(あの企業は談合していたが、常時監視委員会が見逃したのだ、と言った具合に)ものであって、常時監視委員会が機能していないことに対する批判そのものである。かかる公益性のある情報については、公開の必要性が高く、疑惑をもたれた業者保護のみを持ち出すのは的はずれである。
- (4) 加えて、疑惑によって業者に不利益が生じる、というが、公共工事の受注業者が市民から談合疑惑をもたれたことで一体いかなる不利益が生じると言えるのか。公共工事の受注業者は、名物の餅を販売する某社のような一般消費者向けの商品を製造販売している者ではないのである。
- (5) 以上の観点から見ると、名古屋市の弁明はおおよそ真剣なものとは言え

ず、批判をかわすことのみに終始した場当たり的なものというほかない。

4, 公正入札確保会議議事録(文書④) について

弁明書の記載はおおよそ合理性がない。常時監視委員会のメンバーが弁明書で指摘されるような、意見を控えるような者から構成されるとすれば、本来、監視委員会の名に値するものではない。しかし、委員会のメンバーがかかる脆弱な意思しか有しているとは到底思えないから、名古屋市長の弁明書の記載には違和感を禁じ得ない。

5,「その他」について

弁明書からは、市民から名古屋市が批判される端緒となる情報をできるかぎり公開しないでおこうとする、情報公開の対局にある姿勢しか読み取れない。情報公開を検討している、という弁明書の記載があるものの、実際に市民にとって重要な情報が公開されることは期待薄である。

なお、入札監視委員会が存在することを異議申立人は没却していたが、 その存在を思い出せないほど、同委員会の機能不全の問題は深刻といわな ければならない。あとは、弁明書の末尾にあえて入札監視委員会に言及し た名古屋市長に、問題の深刻さについての認識があることを異議申立人と しては願うのみである。

以上